

成年後見制度住民向け学習会を開催！

令和3年12月13日（月）地域医療センターかさまにて、水戸市社会福祉協議会と笠間市及び笠間市社会福祉協議会が共催で、成年後見制度の普及啓発を目的とした「成年後見制度住民向け学習会」を開催しました。学習会には、地域住民等24名が参加し、判断能力が低下した際や他界した際に備え、エンディングノートの活用や成年後見制度の概要について学びました。

講演 終活について

～エンディングノート活用術～

講師：金木 裕之 行政書士（金木行政書士事務所）

学習会では、「エンディングノートは、リスク管理のひとつであり、自身が『介護が必要になった時のこと』や『医療のこと』、『葬儀のこと』などの項目について、どのように希望するのか、書き記すことができる。

また、『大切なメッセージ』として、『家族みんな、仲良くやってほしい』、『このように人生を歩んでほしい』など、遺された家族へ想いを伝えることもできるため、結果として、もしもの時に家族が困らず、自身の安心にもつながる」との話があり、ノートを活用する大切さについて学びました。



エンディングノートを使って
講演している講師



熱心に聞き入る参加者の様子

しかし、「エンディングノートだけでは、法的な効力がないため、ノートと併せて、『任意後見制度』の契約をしておくことが、判断能力が低下した後でも、自身の希望に沿った生活を送るためには大切なことである。また、他界後の相続については『遺言書』を残しておくことで、家族間のトラブルを回避することができる。今回の学習会を将来のことを考えるきっかけにしてほしい。」との話もありました

今回の学習会は、水戸市社会福祉協議会権利擁護サポートセンターと、県央地域の9市町村（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）が協力して、地域で生活する方の権利擁護事業として進めている「成年後見支援事業」の取り組みの1つとして実施しました。